

特別管理産業廃棄物運搬車両一覧

令和6年9月19日現在

No.	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者 又は使用者	備 考
1	セミトレーラ	札幌 12を 33	24,250	ニセコ環境(株)	
2	トラクタ	札幌130あ 7-45	11,500	ニセコ環境(株)	
3	ダンプ セミトレーラ	札幌130い 7-45	20,800	ニセコ環境(株)	
4	セミトレーラ	札幌100え42-64	15,500	ニセコ環境(株)	
5	ダンプ	札幌130あ46-53	10,600	ニセコ環境(株)	
6	キャブオーバ	札幌130あ36-76	7,500	ニセコ環境(株)	
7	キャブオーバ	札幌100き57-60	7,500	ニセコ環境(株)	
8	ダンプ	札幌100き79-83	7,900	ニセコ環境(株)	
9	ダンプ	札幌100き81-79	9,000	ニセコ環境(株)	
10	ダンプ	札幌100き82-95	8,000	ニセコ環境(株)	
11	清掃車	札幌800は40-38	9,180	ニセコ環境(株)	
12	キャブオーバ	札幌100き91-39	7,000	ニセコ環境(株)	
13	セミトレーラ	札幌100え58-05	21,900	ニセコ環境(株)	
14	脱着装置付 コンテナ専用車	札幌100き94-90	10,700	ニセコ環境(株)	
15	キャブオーバ	札幌101か 74	7,000	ニセコ環境(株)	
16	キャブオーバ	札幌101か 74	7,000	ニセコ環境(株)	
17	キャブオーバ	札幌100て27-54	2,000	ニセコ環境(株)	
18	脱着装置付 コンテナ専用車	札幌101か 6-29	10,700	ニセコ環境(株)	
19	キャブオーバ	札幌101か13-72	6,800	ニセコ環境(株)	
20	キャブオーバ	札幌100て55-15	3,000	ニセコ環境(株)	
21	キャブオーバ	札幌100て55-21	2,000	ニセコ環境(株)	
22	キャブオーバ	札幌400ほ98-11	2,000	ニセコ環境(株)	
23	ダンプ	札幌101か22-45	7,900	ニセコ環境(株)	
24	キャブオーバ	札幌100て90-36	2,500	ニセコ環境(株)	
25	塵芥車	札幌800は49-07	5,800	ニセコ環境(株)	
26	塵芥車	札幌800は49-08	5,800	ニセコ環境(株)	
27	キャブオーバ	札幌400ま55-83	1,500	ニセコ環境(株)	
28	バン	札幌101か33-15	5,000	ニセコ環境(株)	感染性廃棄物許可車輛
29	キャブオーバ	札幌107か88-88	6,700	ニセコ環境(株)	
30	キャブオーバ	札幌100ひ12-83	4,850	ニセコ環境(株)	
31	ダンプ	札幌130か18-30	8,300	ニセコ環境(株)	
32	キャブオーバ	札幌101か45-79	6,600	ニセコ環境(株)	
33	ダンプ	札幌101か46-44	9,200	ニセコ環境(株)	
34	ダンプ	札幌100と88-78	3,000	ニセコ環境(株)	

No.	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者 又は使用者	備 考
35	ダンプ	札幌101か49-44	8,300	ニセコ環境(株)	
36	キャブオーバ	札幌100な44	2,000	ニセコ環境(株)	
37	トラクタ	札幌101か63-32	51,200	ニセコ環境(株)	
38	キャブオーバ	札幌100な20-03	2,000	ニセコ環境(株)	
39	キャブオーバ	札幌100な22-04	1,850	ニセコ環境(株)	
40	ダンプ	札幌100な25-87	3,600	ニセコ環境(株)	
41	キャブオーバ	札幌480つ68-75	350	ニセコ環境(株)	
42	キャブオーバ	札幌100な30-43	2,000	ニセコ環境(株)	
43	キャブオーバ	札幌480す92-78	350	ニセコ環境(株)	
44	キャブオーバ	札幌104そ30-00	6,400	ニセコ環境(株)	
45	脱着装置付 コンテナ専用車	札幌101か78-34	10,600	ニセコ環境(株)	
46	キャブオーバ	札幌100な64-01	2,000	ニセコ環境(株)	

(備考)

- 1 自動車検査証(車検証)に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用車の場合、賃貸契約書等の写し(原則として1年以上の使用権原のあるもの)を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用車に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること(車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉋さい」、「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。)
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。

(日本工業規格 A4)